

恩賜上野動物園新たな乗り物選定実施要領

1. 一般事項

1-1 公募の目的

恩賜上野動物園（以下「上野動物園」という。）の更なる魅力の向上や安全で快適な移動手段の確保を図るため、廃止予定のモノレールの代替となる新たな乗り物の企画提案を公募する。

1-2 適用範囲

本要領は、恩賜上野動物園新たな乗り物選定における公募に適用する。

1-3 設置場所

東京都台東区上野公園地内（恩賜上野動物園）

1-4 提案内容

今回の公募において提案を求める施設は次のものを想定している。

車両又はそれに類するもの（以下「車両等」という。）、支柱、桁、基礎、乗り場（プラットフォーム機能のみの簡易なものを想定）、その他付帯施設・設備等

1-5 公募の参加者の条件

本公募への参加に当たっては、以下の条件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等によって構成される連合体（以下「連合体」という。）とする。連合体で応募する場合は、代表する法人（以下「代表法人」という。）を定め、代表法人が応募手続等、都との協議を行うものとする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申し立てがなされている者でないこと（再生手続開始決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。

1-6 実施スケジュール（予定）

手 続	年 月 日
実施要領の公表	令和5年11月24日
質問書の受付	令和5年11月24日～12月8日

質問書への回答	令和5年12月22日
参加表明書の受付	令和5年12月1日～12月28日
企画提案書の受付	令和6年1月4日～2月2日
ヒアリング	令和6年3月上旬頃
乗り物選定・結果公表	令和6年3月下旬頃

1-7 担当部署及び連絡先

2-1 の参加表明書、2-2 の質問書、2-3 の企画提案書に関する提出先は以下のとおりとする。

建設局 公園緑地部 公園建設課 公園設計担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎5階北側

TEL 03-5320-5381

Mail S0000382@section.metro.tokyo.jp

2. 公募及び選定に関する事項

2-1 参加表明書の提出

公募に参加を希望する者（以下「応募者」という。）は、以下のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社概要（様式1【別添】）

(2) 提出方法

郵送又は持参とする。持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く平日の9時から17時まで（正午から13時までの時間を除く）とする。郵送の場合は、受取日及び配達されたことが証明できる方法による。いずれの場合も提出期限内に必着とし、これを過ぎた場合は失格とする。なお、持参による場合は事前に連絡の上、東京都から指定された日時に持参すること。

(3) 提出期限

令和5年12月28日（木曜日）

2-2 質問書の提出

応募者は、本要領等に質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出書類 質問書（様式2）

(2) 提出方法

提出は、電子メール又は郵送とし、電話にて到達確認を行うこと。

(3) 提出期限

令和5年12月8日（金曜日）17時

(4) 質問への回答

回答は、令和5年12月22日（金曜日）に、原則として東京都建設局ホームページに掲載する。ただし、質問が多数に及ぶ場合等は、回答を延期することがある。

(5) その他

審査に関する事項や他参加者の状況、その他提案に際し必要がないと判断される質問に対しては回答しない。

2-3 企画提案書の提出

応募者は、以下のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

審査資料として、次の資料を提出すること。

ア 新たな乗り物に係る企画提案書（以下「企画提案書」という。）（別紙「新たな乗り物に係る企画提案書」様式3～6及び自社様式）

イ 企画提案書の記載内容が確認できる資料（以下「確認書類」という。）（【別添】）

(2) 提案対象

新たな乗り物に関する基本条件を満たす乗り物について提案すること。

(3) 資料の貸与

企画提案書の作成に必要な地形図、埋設図等の資料については参加表明書提出の際に貸与する。貸与した資料については、企画提案書提出の際に返却すること。

(4) 留意事項

ア 企画提案書の様式に従い記載事項の全てを記載すること。

イ 確認書類は全てA4版とする。その順序は、様式の順序に従うこと。また、各資料の最初のページにインデックスをつけ、確認の対象となる記載事項を明記すること。

ウ 記載の順序または記載事項の変更や様式が使用されない場合は、審査対象としないことがある。

エ 表紙を作成すること。

オ 目次を記載すること。

カ ページ番号を記載すること。

キ 使用する言語は日本語、単位はメートル法、金額は日本通貨とする。

ク 表紙には、表題として「恩賜上野動物園新たな乗り物に関する企画提案書」と記載すること。

ケ 原則として郵送（追跡記録があるもの）により提出すること。

コ 都が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。

(5) 企画提案書の取扱い

ア 提出した企画提案書は、書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

イ 書類の作成等に要する費用は、応募者の負担とする。また、提出された資料は返却しない。

ウ 企画提案書の著作権は応募者に帰属する。ただし、本事業において必要と認めるときは、都は、事前に応募者と協議した上で、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお、提出された企画提案書は審査に使用するとともに、今後の設計業務等における仕様決定の根拠となる文書の一部としても使用する。また、選定されなかった応募者の提案については、都による選定過程等の説明以外の目的には使用しない。

(6) 提出部数

企画提案書は次のとおり調製し、提出すること。

ア 正本・・・・・・・・・・ 1部

・背表紙には表題として「恩賜上野動物園新たな乗り物に関する企画提案書」と記載すること。

イ 副本・・・・・・・・・・ 11部

・本文及びバインダー等には会社名及び会社名を類推できる表現を入れないこと。

・背表紙には表題として「恩賜上野動物園新たな乗り物に関する企画提案書」と記載すること。

(7) 提出期限

令和6年2月2日（金曜日）17時必着

2-4 企画提案書に関する評価項目並びに評価基準及び評価の配点

「恩賜上野動物園新たな乗り物選定審査・決定基準」による。

2-5 ヒアリング

応募者に対し、ヒアリングを実施する。具体的な日時、開催場所、開催方法等の詳細については別途通知する。

2-6 乗り物の決定方法

「恩賜上野動物園新たな乗り物選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）で「恩賜上野動物園新たな乗り物選定審査・決定基準」に基づき、提出された企画提案書の審査を実施し決定する。

なお、審査委員会の構成は以下のとおりとする。

委員長 青木 義男 日本大学理工学部特任教授

副委員長 公園緑地部公園計画担当部長

委員 清水 哲夫 東京都立大学都市環境学部教授

鈴木 美緒 東海大学建築都市学部准教授
総務部企画担当部長
東部公園緑地事務所長

2-7 選定結果の通知及び公表

応募者には選定結果をメールで通知するとともに、決定した乗り物の形式、デザイン及び応募者名等を東京都建設局ホームページにて公表する。

なお、選定結果についての質疑、異議等は受け付けない。

2-8 決定した乗り物の取扱い

審査の結果によって決定した乗り物の形式や仕様については、今後発注予定の設計業務における前提条件として取り扱うものとする。ただし、発注に当たっては必要に応じて提案内容の一部を変更することがある。

2-9 失格事項

次の事項に該当する応募者は失格とする場合がある。

- (1) 企画提案書等の記載に虚偽又は捏造があった場合。
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出先及び期限に適合していない場合。
- (3) 提出が必須とされた資料が未提出の場合。
- (4) 実施要領の公表から乗り物選定・結果公表までの期間に、都から連絡した場合や本要領に定められた手続きを除き、本件業務に従事する都職員及び審査委員会の委員、委員が所属する企業・団体、その他本件関係者に対して接触又は接触を試みた場合。
- (5) その他、恩賜上野動物園新たな乗り物選定実施要領等に違反した場合。

2-10 公募の中止

次のような場合は公募を中止する場合がある。

- (1) 応募者がなかった場合。
- (2) すべての応募者が失格となった場合。
- (3) すべての応募者の提案内容が「3-3 新たな乗り物に関する基本条件等」等を満たさない場合。

3. 新たな乗り物に関する基本条件

3-1 事業予定地条件

項 目	内 容
敷地面積	142,897.89 m ²
用途地域	第一種住居地域
防火地域又は準防火地域	準防火地域
特別用途地区	第1種文教地区
指定建蔽率	60 %
指定容積率	300 %
高度地区	第3種高度地区
上下水道	東京都水道局・下水道局
電気	東京電力
ガス	東京ガス
その他	風致地区 上野恩賜公園景観形成特別地区 埋蔵文化財包蔵地 台東区道道路占用

3-2 関係法令の遵守

新たな乗り物の提案は、関係法令等を遵守した提案とすること。なお、関連する可能性のある法令等は以下のとおりであり、記載のない各種関連法令等についても適宜参考にすること。

- ・都市公園法
- ・建築基準法
- ・都市計画法
- ・消防法
- ・水道法
- ・下水道法
- ・水質汚濁防止法
- ・道路法
- ・大気汚染防止法
- ・土壌汚染対策法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・建築士法
- ・建設業法

- ・文化財保護法
- ・景観法
- ・鉄道事業法
- ・東京都立公園条例
- ・東京都屋外広告物条例
- ・東京都建築基準法施行細則
- ・東京都福祉のまちづくり条例
- ・東京における自然の保護と回復に関する条例
- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
- ・台東区景観条例
- ・台東区風致地区条例

3-3 新たな乗り物に関する基本条件等

新たな乗り物はコンパクトな乗り物（小型モノレール等）とすることを前提とし、以下の条件を満たす乗り物であること。

- (1) 東園と西園を結ぶ移動手段として、バリアフリーに配慮し、ベビーカーや車椅子の利用者等、誰もが安全・快適に利用できる乗り物であること。
- (2) 乗り物としての楽しさを備えるなど、動物園の魅力を高め、広く来園者に親しまれる乗り物であること。
- (3) 現存の上野動物園モノレールと同等以上の輸送量を確保できる乗り物であること。
- (4) 水素や再生可能エネルギーを始めとした非化石エネルギーの活用や省エネ性能の確保等、環境負荷の低減に優れた乗り物であること。
- (5) メンテナンス性に優れた機器を導入するなど、施設の維持管理や将来コストの負担に配慮した乗り物であること。
- (6) 新たな乗り物の敷設ルートは、現存の上野動物園モノレールのルート周辺を活用することを基本とし、付帯施設・設備、乗り物保守スペース（車庫等）等も含め、別紙「整備可能エリア」の範囲内とすること。また、基礎・柱等については来園者の通行を著しく妨げない配置とすること（敷設延長 350m 程度）。
また、残存基礎や既存施設等に配慮し、原則として既存施設については移設しないものとする。やむを得ず残存基礎の撤去や既存施設の移設等を必要とする場合は、その費用や工期等を考慮した提案とすること。
- (7) 新たな東園の乗り場は、概ね現存の上野動物園モノレール東園駅舎の位置に、新たな西園の乗り場は、現存の上野動物園モノレール西園駅舎より南側の不忍池付近に設置すること。なお、西園駅舎の下層階については収益施設等乗降場所以外の利用を想定していることから、乗降場所は建築物の2階部分以上とすること。
- (8) 区道上空及びいそっぶ橋上空を越える際は、別紙「断面図」を参照の上、維持管理に必要なスペース等を踏まえ、十分なクリアランスを設定すること。また、敷設高さについては周辺の景観にも配慮すること。

(9) 運行・維持管理に係るシステム等は園内で完結するものとして、必要な施設・設備は別紙「整備可能エリア」の範囲内とすること。

(10) その他基本性能等は、既存モノレールと同等以上の次のとおりとする。

ア 輸送能力

500 人/時間以上

イ 輸送時間

1 分 30 秒以上（最長 5 分程度まで）

ウ 稼働日数及び稼働時間

稼働日数 約 320 日/年

稼働時間 7 時間/日 以上

（参考）

休園日 12 月 29 日から 1 月 1 日まで

毎週月曜日 月曜日が祝日の場合はその翌日

ただし、春・秋の行楽シーズン及び夏休みシーズンの一部についてはこの限りではない

開園時間 9 時 30 分から 17 時まで

ただし、夏休みシーズンの一部についてはこの限りではない

3-4 提案に当たっての留意事項

分野	項目	概要
利便性	輸送能力	<ul style="list-style-type: none"> ・既存モノレールと同等以上の輸送能力を有すること。 ・単純な移動手段としてではなく動物園を楽しむ乗り物として輸送時間に配慮すること。
	ユニバーサルデザイン バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児や妊婦、車いす利用者や視覚・聴覚障害者、日本語以外を母語とする利用者などすべての利用者ができる限り円滑かつ快適に施設を利用できること。 ・情報提供装置等については、様々なニーズに対応できるよう適切なアクセシビリティ機能が組み込まれたものであること。
安全性	利用者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時においてもスムーズに避難できるようにすること。 ・防犯対策等が図られ、利用者のセキュリティが確保されること。

	施設・設備の安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の地震災害や二次災害等に対して、工作物等の安全性が確保されること。 ・火災防止対策が講じられていること。 ・風雨や降雪、落雷等に対して、人命の安全に加え、施設や機器等の機能確保が図られること。 ・落下物防止等について配慮されていること。
環境への配慮	環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の長寿命化に配慮し、将来的な更新、解体も含めた総合的な環境負荷低減が図られること。
	周辺環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建設段階及び運営段階で、騒音・振動、風害及び光害の抑制など、周辺環境へ及ぼす影響に十分配慮可能な施設であること。特にジャイアントパンダは音や振動に敏感であり、かつジャイアントパンダ舎の室内騒音レベルは昼間で50dB以下、夜間で40dB以下とされているため十分に配慮すること。 ・施設建設段階や運営段階で、周辺樹木への影響を抑えるよう最大限配慮すること。
運営・維持管理	運営の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・容易に運営できる施設であること。 ・運営段階における料金設定や事業の休廃止その他、煩雑な手続きを要しない施設であること。
	維持管理性	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃、日常点検、保守点検等、維持管理が長期に渡り継続的、効率的かつ安全に行えること。 ・長期に渡り調達可能かつ可能な限り汎用性の高い部品を使用すること。
経済性	経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクルコストの最適化を図りつつ、適切な修繕、更新等を前提に、機能の合理的な耐久性が確保されること。

その他	工期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗り物整備そのものに掛かる工程に加え、来園者や飼育動物への配慮も踏まえた工程であること。
	デザイン性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広い利用者に親しまれるとともに、乗車体験そのものも楽しむことができる、上野動物園にふさわしいデザインとすること。 ・ 内装については、乗車中の乗り心地や居心地の良い空間等、利用者の快適性も踏まえたデザインとすること。 ・ 車両等の外観や軌道等は、飽きのこないデザインとするとともに、周辺環境との調和を図り、動物園内の景観に配慮すること。 ・ 形状やラッピング、装飾等のデザインが柔軟にアレンジ可能であること。
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多数の来園者が利用する都有施設としての安全性確保の観点から、十分な導入実績もしくはそれと同等以上の実績を有すること。

4. その他

4-1 今後の予定

整備をするに当たり、想定しているスケジュールは以下を予定している。

令和5年度	乗り物の選定
令和6～8年度	乗り物・駅舎 設計 乗り物・駅舎 整備工事
令和8年度末頃	供用開始

※ 設計及び整備工事は、別途入札等により事業者を決定する。

※ 関係機関との調整や飼育動物への影響等でスケジュールが変更になる場合がある。